

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令の運用について

平成5年7月30日

埼例規第45号・務

警察本部長

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令の運用について（例規通達）

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令（平成5年埼玉県警察本部訓令第22号。以下「訓令」という。）の運用等については、次のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

記

第1 基準外の名刺の承認基準

訓令本則ただし書の規定により、名刺の制式基準以外の名刺についても、所属長の承認を得て使用することができることとしたが、所属長は次の基準を参考に承認を与えるものとする。この場合において、疑義が生じたときは、警務部警務課長と協議すること。

1 所属名及び職名

所属名及び職名は、人事異動通知書及び分掌異動通知書を基準とするが、そのほか、訓令、例規通達、通達等に規定されていて、職務の性質を表現している名称については使用できるものとし、また、職名は省略することができるものとする。

2 階級

階級は、全部又は一部（例えば、埼玉県巡査の場合は、埼玉県）を省略できることとするほか、巡査長、事務職員、技術職員等は階級に準じて記載することができるものとする。

3 氏名

氏名の読み方が難しいもの又はいく通りもあるものについては、振り仮名を付すことができるものとする。

4 勤務先所在地及び電話番号

勤務先所在地及び電話番号は、省略することができるものとする。

5 書式及び規格

(1) 大きさ

必要により、大きさを変更できるものとするが、警察手帳の名刺入れに入る大きさを上限とする。

(2) 字体

字体は、原則として、かい書体とするが、必要により全部又は一部の字体を変更することができるものとする。

(3) 使用活字

活字は、原則として、所属名及び職名については4号活字、階級については5号活字、氏名については3号活字、勤務先所在地及び電話番号については6号活字を使用するものとするが、所属名又は職名が長い場合、所属長等で比較的字数が少ない場合等には、使用する活字を変更することができるものとする。

6 外国語表記

必要により、名刺の裏面に外国語による表記をすることができるものとする。この場合、英語による表記は別記のとおりとする。

なお、英語以外の外国語による表記の場合の名刺の制式は、英語による表記の例に準じること。

7 標語、図形、写真等の記載

必要により、標語、図形、写真等を記載することができるものとするが、標語、図形、写真等は、原則として埼玉県警察で作成したものを使用することとし、それ以外のものを使用する場合は、所属長は警務部警務課長と協議するものとする。

第2 承認等の手続

所属長への承認申請及び所属長と警務部警務課長との協議は、承認申請（協議）書（別記様式）によるものとする。

実施日

この例規通達は、平成5年8月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年3月29日埼例規第24号・務）

この例規通達は、平成8年4月1日から実施する。

実施日（平成13年4月27日埼例規第61号・務）

この例規通達は、平成13年5月1日から実施する。

実施日（平成19年3月30日務第873号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

実施日（平成25年3月18日務第654号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

実施日（令和元年12月24日務第2739号）

この通達は、令和2年1月1日から実施する。

【様式別表省略】